

## 徳島県規則第三十二号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(土木施設及び工事取締条例施行規則の一部改正)

**第一条** 土木施設及び工事取締条例施行規則(昭和二十四年徳島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局(以下「総合県民局等」という。)の長」を「徳島県県土整備事務所の長(以下「県土整備事務所長」という。)」に改め、同条第二項中「総合県民局等の長」を「県土整備事務所長」に改める。

第三条及び第四条第一項中「総合県民局等の長」を「県土整備事務所長」に改める。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

**第二条** 狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年徳島県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「が徳島県総合県民局」を「が徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県美馬保健所又は徳島県三好保健所」に、「徳島県総合県民局の長」を「徳島県保健所の長」に改める。

第九条中「徳島県総合県民局」を「徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県美馬保健所、徳島県三好保健所」に改める。

様式第一号中「漆吟廻り」を「和齋」に改める。

(森林病虫害等防除法施行細則等の一部改正)

**第三条** 次に掲げる規則の規定中「徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局」を「徳島県農林事務所」に改める。

一 森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十六年徳島県規則第二号)第一条第一項  
二 森林病虫害等防除法の施行に伴う損失補償規則(昭和三十八年徳島県規則第九十六号)第一条

三 徳島県営林道事業実施規則(昭和四十一年徳島県規則第八十号)第八条

四 林業種苗法施行細則(昭和四十六年徳島県規則第四号)第十六条  
(母体保護法施行細則等の一部改正)

**第四条** 次に掲げる規則の規定中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局」を「徳島県保健所」に改める。

一 母体保護法施行細則(昭和二十八年徳島県規則第五号)第二条  
二 母子保健法施行細則(昭和四十四年徳島県規則第三十一号)第十四条  
三 栄養士法施行細則(昭和五十三年徳島県規則第四十四号)第二条  
四 旅館業法施行細則(昭和五十七年徳島県規則第三十五号)第八条  
五 化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年徳島県規則第四十九号)第十一条第一項

六 興行場法施行細則(昭和五十九年徳島県規則第五十号)第六条

七 公衆浴場法施行細則(昭和六十年徳島県規則第二十号)第六条

八 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成元年徳島県規則第五十三号）第七条第一項

九 医療法施行細則（平成十二年徳島県規則第三十一号）第一条

十 温泉法施行細則（平成十二年徳島県規則第三十五号）第二十三条第一項

十一 健康増進法施行細則（平成十五年徳島県規則第三十五号）第三条第二項

（道路法施行細則の一部改正）

**第五条** 道路法施行細則（昭和二十九年徳島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所」に、「この限り」を「この限り」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「~~徳島県総合県民局~~・~~徳島県東部県土整備局~~」を「~~徳島県総合県民局~~」に改める。

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

**第六条** クリーニング業法施行細則（昭和三十一年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局（以下「総合県民局等」という。）の長」を「徳島県保健所の長（以下「保健所長」という。）」に改める。

第四条第一項から第三項まで、第五条及び第五条の二中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

様式第一号から様式第四号の三までの規定中 「~~徳島県総合県民局長~~」を「~~徳島県保健福祉局長~~」

「~~保健所長~~」に改める。

「~~総合県民局長~~」

様式第四号の四その一中 ~~徳島県~~ を「~~徳島県~~ 保健所長」に改

~~東部保健福祉局長~~」

め、同様式その二及びその三中 「~~徳島県~~」を「~~徳島県~~ 保健所長」

「~~総合県民局長~~」

に改める。

（加賀須野橋可動橋管理規則の一部改正）

**第七条** 加賀須野橋可動橋管理規則（昭和三十一年徳島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徳島県東部県土整備局」を「徳島県徳島県土整備事務所」に改め、同条第二項中「徳島県東部県土整備局長」を「徳島県徳島県土整備事務所長」に改める。

（港湾法施行細則の一部改正）

**第八条** 港湾法施行細則（昭和三十一年徳島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「徳島県南部総合県民局長又は徳島県東部県土整備局長」を「徳島県徳島県土整備事務所長、徳島県阿南県土整備事務所長又は徳島県美波県土整備事務所長」に改める。

(徳島県都市公園条例施行規則等の一部改正)

**第九条** 次に掲げる規則の規定中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所」に改める。

- 一 徳島県都市公園条例施行規則（昭和三十三年徳島県規則第五十八号）第五条
- 二 河川法施行細則（昭和四十年徳島県規則第二十号）第二条第一号及び第六条
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十四年徳島県規則第八十九号）第十二条

四 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年徳島県規則第四十四号）第二条第二項

五 徳島県法定外公共用財産管理条例施行規則（平成十二年徳島県規則第七十三号）第十四条

六 砂防法施行細則（平成十五年徳島県規則第二十五号）第十一条

七 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）第十五条第一項

（理容師法施行細則の一部改正）

**第十条** 理容師法施行細則（昭和三十四年徳島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局（以下「総合県民局等」という。）の長」を「徳島県保健所の長（以下「保健所長」という。）」に改め、同条第二項中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

第四条及び第五条中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

第六条第一項各号列記以外の部分中「総合県民局等（）」を「徳島県保健所（）」に、「所轄総合県民局等」を「所轄保健所」に改め、同項各号中「総合県民局等」を「徳島県保健所」に改め、同条第二項中「所轄総合県民局等」を「所轄保健所」に改める。

様式第一号から様式第四号までの規定中 「徳島県 総合県民局長  
を「徳島県 保健所長」に改める。

保健所長」に改める。

様式第五号中 「徳島県 総合県民局長  
を「徳島県 保健所長」に改める。

様式第六号中 「徳島県 総合県民局長  
を「徳島県 保健所長」に改める。

様式第七号その一中 「徳島県 総合県民局長  
を「徳島県 保健所長」に改め、

様式第七号その二中 「徳島県 東部保健福祉局長」  
を「徳島県 保健所長」に改め、

同様式その二及びその三中 「徳島県 総合県民局長  
を「徳島県 保健所長」に改

める。

様式第八号から様式第十号までの規定中 「徳島県 総合県民局長  
を「徳島県 保健所長」に改

和齋所長」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

**第十一条** 美容師法施行細則(昭和三十四年徳島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)の長」を「徳島県保健所の長(以下「保健所長」という。)」に改め、同条第二項中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

第四条及び第五条中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

第六条第一項各号列記以外の部分中「総合県民局等(」を「徳島県保健所(」に、「所轄総合県民局等」を「所轄保健所」に改め、同項各号中「総合県民局等」を「徳島県保健所」に改め、同条第二項中「所轄総合県民局等」を「所轄保健所」に改める。

様式第一号から様式第四号までの規定中 「徳島県 総合県民局長  
徳島県東部保健福祉局長」 を「徳島県 保健所長」に改める。

様式第五号中 「総合県民局長 第 号」を「保健所 第 号」に、「  
徳島県東部保健福祉局長」を「徳島県 保健所長」に改める。

様式第六号中 「徳島県 総合県民局長  
徳島県東部保健福祉局長」 を「徳島県 保健所長」に改める。

様式第七号その一中 徳島県 総合県民局長  
東部保健福祉局長」 を「徳島県 保健所長」に改め、

同様式その二及びその三中 「徳島県 総合県民局長  
徳島県東部保健福祉局長」 を「徳島県 保健所長」に改める。

様式第八号から様式第十号までの規定中 「徳島県 総合県民局長  
徳島県東部保健福祉局長」 を「徳島県 保健所長」に改める。

**第十二条** 地すべり等防止法施行細則の一部改正)  
のよう改正する。  
第九条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所」に、「徳島県東部農林水産局」を「徳島県農林事務所」に改める。

(徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則の一部改正)  
**第十三条** 徳島県行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに関する規則(昭和三十六年徳島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局」を「徳島県福祉事務所」に

改める。

(徳島県会計規則の一部改正)

**第十四条** 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「本部及び徳島県総合県民局(以下「総合県民局」という。)」を「出先機関」に改め、同条第七号中「本部並びに徳島県東部県税局、徳島県東部保健福祉局、徳島県東部農林水産局及び徳島県東部県土整備局(以下「東部各局」という。)、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。)」を「出先機関」に、「並びに警察署」を「及び警察署」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2 知事は、徳島県事務決裁規程(昭和四十二年徳島県訓令第六十号)の規定により、<sup>か</sup>麻の長の権限に属する事務の一部を専決することとされた者がある場合においては、当該者が所属する当該<sup>か</sup>麻の内部組織を<sup>か</sup>麻に準じて取り扱うことがある。

第五条第一項の表第一号の2中「総合県民局の出納室長及び本部(徳島県東海本部を除く。)」を「徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室の長並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」に改め、同号の3中「総合県民局出納室」を「徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室」に、「及び本部(徳島県東海本部を除く。)」を「並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」に改め、同号の4及び5を次のように改める。

4 徳島県県税局長

税務出納員

5 徳島県県税局の副局長、支所長又は出張所長(徳

税務副出納員

島県県税局長が指定する者に限る。)

第五条第一項の表第一号の7中「総合県民局の出納室長及び本部(徳島県東海本部を除く。)」を「徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室の長並びに徳島県東京本部及び徳島県関西本部」に改め、同号の8中「総合県民局の副部長又は次長(当該総合県民局の長が指定する者に限る。)、東部各局の副局長又は次長(当該東部各局の長が指定する者に限る。)、」を削り、「補佐する者に限る。)」を「補佐する者に限る。)、徳島県税局の副局長、支所長又は出張所長(徳島県県税局長が指定する者に限る。)」に、「徳島県食肉衛生検査所」を「徳島県食肉衛生検査所、徳島県南部環境保全室、徳島県西部環境保全室」に改め、同号の10中「総合県民局及び徳島県東部県税局」を「徳島県税局」に改め、同号の11中「第十七条第一項」を「(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第十四条第一項」に改め、同号の12中「及び総合県民局出納室」を「並びに徳島県南部出納室及び徳島県西部出納室」に、「総合県民局地域創生防災部、総合県民局地域創生観光部、徳島県東部県税局及び本部(徳島県東海本部を除く。)」を「徳島県県税局、徳島県東京本部及び徳島県関西本部」に改め、同表第二号の3中「並びに交通部交通指導課」を「、生活安全全部生活安全企画課並びに交通部交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課」に改める。

第十七条第三項中「総合県民局又は徳島県東部県税局」を「徳島県県税局」に改める

第二十七条の三第一項の表第一号の二及び第一号の三を削り、同表第二号中「前二号、」を削り、「副本部長」を「副所長、副局長若しくは副本部長（二人以上の副所長、副局長又は副本部長が置かれている廳<sup>か</sup>にあつては、会計事務について当該廳<sup>か</sup>の長を補佐する副所長、副局長又は副本部長）」に改め、同表第七号中「次長」を「副所長又は次長（徳島県立総合教育センターの次長を除く。）（」に改める。

附則第六項中「徳島県東部県税局の各庁舎に同庁舎専用」を「徳島県税局の支所及び出張所（以下「支所等」という。）にそれぞれ支所等専用」に改める。

#### 別表第一中

「徳島県南部総合県民局」を「徳島県南部出納室」に改める。  
徳島県西部総合県民局」 徳島県西部出納室」

「徳島県東海本部

「徳島県防災人材育成センター

徳島県東部県税局

徳島県自治研修センター

徳島県東部保健福祉局

徳島県県税局

徳島県東部農林水産局

徳島県阿南地域連携事務所

徳島県東部県土整備局

徳島県美波地域連携事務所

徳島県防災人材育成センター

徳島県美馬地域連携事務所

徳島県自治研修センター

徳島県三好地域連携事務所

徳島県立二十一世紀館

「 徳島県立二十一世紀館

「徳島県立保健製薬環境センター

「徳島県立保健製薬環境センター

徳島県南部環境保全室

徳島県中央こども女性相談センター」

徳島県西部環境保全室

「徳島県中央こども女性相談センター」

「徳島県発達障がい者総合支援センター

徳島県徳島保健所

徳島県吉野川保健所

徳島県阿南保健所

徳島県美波保健所

徳島県美馬保健所

徳島県三好保健所

徳島県東部福祉事務所

徳島県南部福祉事務所

徳島県西部福祉事務所

徳島県東海本部

徳島県立工業技術センター

「徳島県立農林水産総合技術支援

徳島県徳島農林事務所

徳島県吉野川農林事務所

徳島県阿南農林事務所

徳島県美波農林事務所

徳島県美馬農林事務所

「徳島県発達障がい者総合支援センター」  
徳島県立工業技術センター」

に、

に、

「徳島県立農林水産総合技術支援センター」 徳島県三好農林事務所  
に、 徳島県阿南芸自動車道用地推進センター を 徳島県阿南芸自動車道用地推  
徳島県立総合教育センター」 徳島県徳島県土整備事務所  
徳島県立総合教育センター」 徳島県吉野川県土整備事務所  
徳島県阿南県土整備事務所  
徳島県美波県土整備事務所  
徳島県美馬県土整備事務所  
徳島県三好県土整備事務所  
徳島県立総合教育センター」

センター  
進センター」に改める。

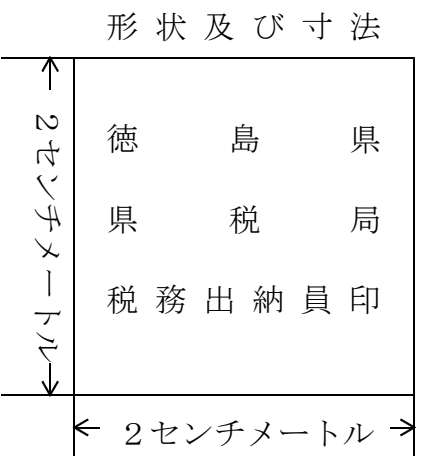
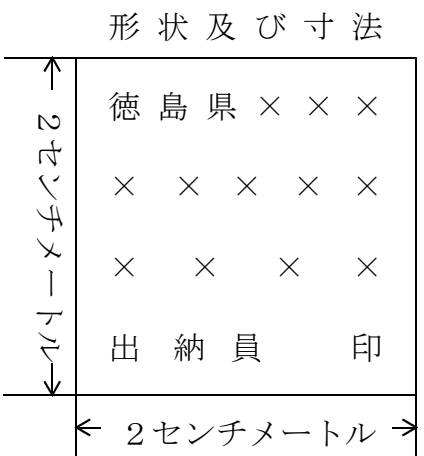
別表第三その一の表出納局会計課の項中「徳島県東部県税局 徳島県東部保健福祉局  
徳島県東部農林水産局 徳島県東部県土整備局 徳島県防災人材育成センター 徳島  
県自治研修センター」を「徳島県防災人材育成センター 徳島県自治研修センター 徳  
島県県税局」に、「徳島県立工業技術センター」を「徳島県徳島保健所 徳島県吉野川  
保健所 徳島県東部福祉事務所 徳島県立工業技術センター」に、「徳島県立総合教育  
センター」を「徳島県徳島農林事務所 徳島県吉野川農林事務所 徳島県徳島県土整備  
事務所 徳島県吉野川県土整備事務所 徳島県立総合教育センター」に改め、同その一  
の表徳島県南部総合県民局の項の項名を「徳島県南部出納室」に改め、同項中「徳島県  
南部子ども女性相談センター 徳島県出羽島診療所 徳島県立南部テクノスクール 徳  
島県阿南芸自動車道用地推進センター」を「徳島県阿南地域連携事務所 徳島県美波  
地域連携事務所 徳島県南部環境保全室 徳島県南部子ども女性相談センター 徳島県  
出羽島診療所 徳島県阿南保健所 徳島県美波保健所 徳島県南部福祉事務所 徳島県  
立南部テクノスクール 徳島県阿南農林事務所 徳島県美波農林事務所 徳島県阿南安  
芸自動車道用地推進センター 徳島県阿南県土整備事務所 徳島県美波県土整備事務所  
」に改め、同その一の表徳島県西部総合県民局の項の項名を「徳島県西部出納室」に改  
め、同項中「徳島県西部子ども女性相談センター 徳島県立西部テクノスクール」を「

徳島県美馬地域連携事務所 徳島県三好地域連携事務所 徳島県西部環境保全室 徳島県西部こども女性相談センター 徳島県美馬保健所 徳島県三好保健所 徳島県西部福祉事務所 徳島県立西部テクノスクール 徳島県美馬農林事務所 徳島県三好農林事務所 徳島県美馬県土整備事務所 徳島県三好県土整備事務所」に改め、同表その二の表出納局会計課の項中「徳島県東部保健福祉局」を「徳島県東部福祉事務所」に改め、同その二の表徳島県南部総合県民局の項及び徳島県西部総合県民局の項を次のように改める。

徳島県南部出納室 阿南市富岡町	徳島県南部福祉事務所	徳島大正 銀行阿南支店
徳島県西部出納室 三好市池田町	徳島県西部福祉事務所	徳島大正 銀行池田支店

別表第四を次のように改める。

**別表第四**（第十条関係）  
麻<sup>か</sup>出納員の印章

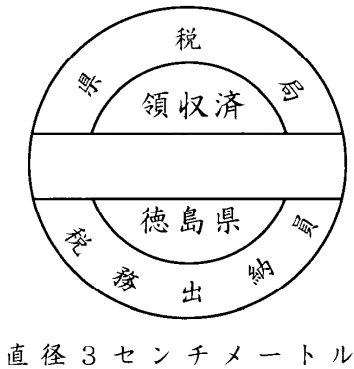


税務出納員の印章

別表第六を次のように改める。

**別表第六（第十七条関係）**

県税及びこれに伴う県税外諸収入領収印



様式第九十七号その一中「~~出納税~~」を「~~出納税~~」に改める。

（徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正）

**第十五条** 徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

（徳島県公有財産取扱規則の一部改正）

**第十六条** 徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「生活環境部交通・生活安全担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、保健福祉部医療健康担当部長」に、「県土整備部プロジェクト担当部長」を「農林水産部次世代農業担当部長、県土整備部県土強靱化担当部長」に改め、同条第三項中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に、「各課及び」を「各課並びに」に改める。

第四条中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第六条第二項中「本部、東部各局、センター等（徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）、総合県民局」を「出先機関」に改める。

第七条中「本部の長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に改める。

第八条第一項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改め、同条第二項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に、「本部の長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に改める。

第九条及び第十五条第二項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第十七条及び第十八条第一項中「本部の長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に改める。

第十九条第一項から第四項までの規定中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第二十条及び第二十一条中「本部の長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に改める。

第二十七条中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第五十四条中「本部の長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に、「(東部各局の長、センター等の長、総合県民局長)を「(出先機関の長」に、「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第五十五条第一項中「本部の長、東部各局の長、センター等の長、総合県民局長」を「出先機関の長」に改め、同条第二項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第六十三条中「十七人」を「十二人」に改める。

第六十四条第二項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第六十五条中「部長(企画総務部広域行政担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び知事直轄組織知事戦略局長)を「徳島県部等設置条例第一条に規定する部の長(企画総務部長」に、「、病院局長及び総合県民局長」を「及び病院局長」に改める。

第六十八条第二項中「第十三条」を「第十一条」に、「市町村課」を「市町村課、徳島県地域連携事務所」に、「、病院局経営改革課、総合県民局地域創生防災部並びに総合県民局地域創生観光部」を「並びに病院局経営改革課」に改める。

様式第四号、様式第五号及び様式第七号中「~~企画総務部広域行政担当部長~~」を「~~企画総務部~~」に改める。

(徳島県契約事務規則の一部改正)

**第十七条** 徳島県契約事務規則(昭和三十九年徳島県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三号中「及び本部」を削り、「、東部各局、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。)、総合県民局等」を「及び出先機関」に改める。

(徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

**第十八条** 徳島県予算の編成及び執行に関する規則(昭和三十九年徳島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「生活環境部交通・生活安全担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、保健福祉部医療健康担当部長」に、「県土整備部プロジェクト担当部長」を「農林水産部次世代農業担当部長、県土整備部県土強靱化担当部長」に改め、同条第三号中「第十三条」を「第十一条」に改め、同条第四号中「第十七条」を「第十四条」に改める。

(徳島県公舎管理規則の一部改正)

**第十九条** 徳島県公舎管理規則(昭和三十九年徳島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に、「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改め、同項第二号中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改め、同項第三号中「生活環境部交通・生活安全担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長

、保健福祉部医療健康担当部長」に、「及び県土整備部プロジェクト担当部長」を「、農林水産部次世代農業担当部長及び県土整備部県土強靱化担当部長」に改める。

第五条第一項第三号中「センター等（徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）」を「出先機関」に改め、同条第二項中「本部、東部県税局又は総合県民局」を「出先機関」に改め、同条第三項中「本部、総合県民局」を「出先機関（同項第三号に掲げる出先機関を除く。）」に改める。

別表第一の四の項中「徳島県西部総合県民局」を「徳島県三好地域連携事務所」に改め、同表の五の項中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県美波地域連携事務所」に改め、同表の六の項中「徳島県西部総合県民局」を「徳島県美馬地域連携事務所」に改め、同表の七の項中「徳島県東部県税局」を「徳島県阿南地域連携事務所」に改め、同表の八の項中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南地域連携事務所」に改め、同表の九の項中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南県土整備事務所」に改める。

別表第三の四の項中「東部各局、センター等、総合県民局」を「出先機関」に改める。  
（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正）

**第二十条** 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年徳島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「徳島県東部保健福祉局又は徳島県総合県民局」を「徳島県福祉事務所」に改める。

（徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部改正）

**第二十一条** 徳島県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「徳島県南部総合県民局及び徳島県東部県土整備局」を「徳島県徳島県土整備事務所、徳島県阿南県土整備事務所及び徳島県美波県土整備事務所」に改める。

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

**第二十二条** 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、本部、東部各局、センター等（同規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。以下同じ。）及び総合県民局」を「及び出先機関」に改め、同条第二項中「、本部、東部各局、センター等若しくは総合県民局」を「若しくは出先機関」に改める。

別表知事直轄組織知事戦略局、課、本部、東部各局、センター等又は総合県民局の項の項名を「知事直轄組織知事戦略局、課（徳島県行政組織規則第七条に規定する課内室を含む。）又は出先機関」に改め、同表危機管理部消防保安課又は徳島県総合県民局の項の項名中「徳島県総合県民局」を「徳島県地域連携事務所」に改め、同表生活環境部サステナブル社会推進課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項の項名中「徳島県総合県民局保健福祉環境部」を「徳島県南部環境保全室若しくは徳島県西部環境保全室」に改め、同表生活環境部環境指導課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項の項名を「生活環境部資源循環課又は徳島県南部環境保全室若しくは徳島県西部環境保全室」に

改め、同表生活環境部環境管理課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項及び徳島県立保健製薬環境センター又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項の項名中「徳島県総合県民局保健福祉環境部」を「徳島県南部環境保全室若しくは徳島県西部環境保全室」に改め、同表徳島県東部県税局又は徳島県総合県民局の項の項名を「徳島県税局」に改め、同表徳島県総合県民局保健福祉環境部の項及び徳島県東部保健福祉局又は徳島県総合県民局の項を次のように改める。

徳島県福祉事務所			徳島県保健所												
			社会福祉主事の業務に従事する職員		自動車の運転業務に従事する職員		結核予防検診業務に従事する職員		保健師の業務に従事する職員			環境衛生監視業務に従事する職員			衛生検査業務又は食品衛生監視業務に従事する職員
作業靴	防寒服	作業服上・下	白衣	作業服上・下	作業服下	白衣	防寒服	白衣	冬服上・下	夏服上・下	ゴム長靴	白衣	作業服上・下	白衣	作業服下
一	一	二	一	二	二	二	一	二	二	二	一	一	二	二	二
二年	三年	二年	二年	二年	二年	二年	三年	二年	四年	四年	二年	二年	二年	二年	二年
					エックス線技術者に限る。										

別表観光スポーツ文化部文化資源活用課の項の項名を「観光スポーツ文化部文化振興課文化資源活用室」に改め、同表農林水産部又は徳島県総合県民局農林水産部の項の項名を「農林水産部」に改め、同表農林水産部みどり戦略推進課の項の項名を「農林水産部生産流通課」に改め、同表徳島県東部農林水産局又は徳島県総合県民局農林水産部の項の項名を「徳島県農林事務所」に改め、同表徳島県立農林水産総合技術支援センターの項を次のように改める。

徳島県立農林水産総合技術支援センター																
農業（果樹農業を除く。）に係る試験研究に従事する職員																
ほ場（果樹農業又は林業に係る試験研究に供するものを除く。）の維持管理作業に従事する職員																
果樹農業に係る試験	作業服上・下			雨衣	ゴム長靴	作業靴	作業帽	防寒服	作業服上・下	作業靴	白衣	作業靴	作業帽	ゴム長靴	防寒服	作業服上・下
	四	一	一	二	一	一	二	二	一	四	一	一	一	一	一	三
二年	二年	三年	二年	二年	二年	一年	一年	二年	二年	二年	一年	二年	二年	二年	三年	二年
										理化学試験に従事する者に限る。		理化学試験に従事する者を除く。				

畜産研究課において 農作業に従事する職 員					畜産研究課において 試験研究に従事する 職員					ほ場（果樹農業に係 る試験研究に供する ものに限る。）の維 持管理作業に従事す る職員					研究に従事する職員 又は白衣				
ゴム長靴	作業靴	作業帽	防寒服	作業服上・下	ゴム長靴	作業帽	防寒服	白衣	作業服上・下	雨衣	ゴム長靴	作業靴	作業帽	防寒服	作業服上・下	ゴム長靴	作業靴	防寒服	
一	一	二	一	三	一	一	一	一	三	一	一	二	二	一	三	一	一	一	
二年	一年	一年	二年	二年	二年	二年	三年	二年	二年	二年	二年	一年	一年	三年	二年	二年	二年	三年	

<p>林業に係る試験研究に従事する職員</p>					<p>畜産研究課において人工授精の業務に従事する職員</p>					<p>畜産研究課において家畜の管理の業務に従事する職員</p>							
白衣	ゴム長靴	作業靴	防寒服	作業服上・下	ゴム長靴	作業帽	防寒服	白衣	作業服上・下	搾乳用白衣	雨衣	ゴム長靴	作業靴	作業帽	防寒服	作業服上・下	雨衣
一	一	一	一	二	一	二	一	一	三	二	一	一	一	二	一	三	一
二年	二年	二年	三年	二年	一年	二年	三年	二年	二年	二年	二年	一年	一年	二年	二年	二年	二年
<p>理化学試験に従事する者に限る。</p>										<p>搾乳作業に従事する者に限る。</p>							

水産研究課において 水産動植物の管理の 業務に従事する職員		水産研究課において 漁業指導船の船務に 従事する職員						水産研究課において 試験研究に従事する 職員					試験林又はほ場（林 業に係る試験研究に 供するものに限る。 ）の維持管理作業等 に従事する職員					
防寒服	作業服上・下	雨衣	ゴム長靴	作業靴	作業帽	外とう	作業服上・下	作業帽	防寒服	白衣	ゴム長靴	作業服上・下	雨衣	ゴム長靴	作業靴	作業帽	防寒服	作業服上・下
一	三	一	一	二	二	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	二	一	三
三年	二年	四年	一年	一年	二年	四年	二年	二年	三年	二年	一年	二年	二年	二年	一年	一年	三年	二年
								海上作業に従事する者に限る。		理化学試験に従事する者に限る。								

農業大学校において ほ場の維持管理作業 に従事する職員						農業大学校において 学生の実習指導の業 務に従事する職員			普及指導業務に従事 する職員							
雨衣	ゴム長靴	安全靴	作業帽	防寒服	作業服上・下	白衣	ゴム長靴	作業服上・下	雨衣	ゴム長靴	防寒服	白衣	作業服上・下	作業服上・下	ゴム長靴	作業帽
一	二	一	二	一	三	二	一	二	一	一	一	一	一	二	一	二
二年	一年	三年	一年	三年	二年	二年	二年	二年	三年	二年	三年	二年	二年	二年	一年	二年
						食物に関する 実習を担当す る者に限る。		食物に関する 実習を担当す る者を除く。					主に農産加工 を担当する者 に限る。		主に農産加工 を担当する者 を除く。	

別表農林水産部鳥獣対策・里山振興課の項の項名を「農林水産部鳥獣対策課」に改め、同表徳島県家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

農林水産部林業振興課			林業に係る研修生の実習指導の業務に従事する職員		
作業靴	防寒服	作業服上・下	一	一	二
一	一	二	二年	二年	二年

別表農林水産部水産振興課又は徳島県南部総合県民局農林水産部の項の項名を「農林水産部水産振興課」に改め、同表農林水産部漁業管理調整課の項を次のように改める。

農林水産部漁業管理調整課										漁業取締船の船務に従事する職員																								
無線通信業務に従事する職員					作業服上・下					ゴム長靴					作業靴					作業帽					外とう					作業服上・下				
小型船舶及びその船籍票の検認又は小型漁船の総トン数の測定に従事する職員					二					一					二					二					一					二				
					二年					一年					二年					四年					二年									

別表農林水産部漁業管理調整課又は徳島県南部総合県民局農林水産部の項を削り、同表県土整備部又は徳島県総合県民局県土整備部の項の項名を「県土整備部」に改め、同表徳島県東部県土整備局又は徳島県総合県民局県土整備部の項の項名を「徳島県県土整備事務所」に改め、同表徳島県東部県土整備局の項の項名を「徳島県徳島県土整備事務所」に改め、同表出納局公共入札検査課又は徳島県総合県民局出納室の項の項名中「徳島県総合県民局出納室」を「徳島県南部出納室若しくは徳島県西部出納室」に改める。  
 (徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正)

第二十三条 徳島県物品購入審査委員会規則(昭和四十年徳島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。  
第五条中「観光スポーツ文化部にぎわい政策課長」を「観光スポーツ文化部観光スポーツ文化政策課長」に改める。

第七条中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

(徳島県補償審査委員会設置規則の一部改正)

**第二十四条** 徳島県補償審査委員会設置規則(昭和四十一年徳島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「総合県民局委員会等」を「事務所委員会」に改める。

第一条第一項中「並びに各総合県民局、東部農林水産局及び東部県土整備局」を「及び必要な出先機関」に改め、同条第二項中「各総合県民局、東部農林水産局及び東部県土整備局(以下「総合県民局等」という。)」を「前項の出先機関及び当該出先機関」に改める。

第四条第一項中「生活環境部交通・生活安全担当部長」を「観光スポーツ文化部交流拠点整備担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、保健福祉部医療健康担当部長」に、「及び県土整備部プロジェクト担当部長」を「農林水産部次世代農業担当部長及び県土整備部県土強靱化担当部長」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

### 第三章 事務所委員会

第十条中「総合県民局等に」を「出先機関に」に、「総合県民局委員会等」を「事務所委員会」に、「総合県民局等の」を「出先機関(徳島県美波県土整備事務所に置かれる徳島県補償審査委員会にあつては、徳島県美波県土整備事務所及び徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター)の」に改め、同条第一号中「千万円未満(総合県民局農林水産部及び県土整備部、東部農林水産局並びに東部県土整備局の分掌事務に属するものについては、一件二億円未満)」を「二億円未満」に改める。

第十一条中「総合県民局委員会等」を「事務所委員会」に改める。

第十二条第一項及び第十三条中「総合県民局等」を「当該出先機関」に改める。

第十四条を次のように改める。

(部会)

**第十四条** 事務所委員会には、部会を置くことができる。

第十五条中「総合県民局委員会等」を「事務所委員会」に、「総合県民局等」を「当該出先機関」に改める。

第十六条中「総合県民局」を「出先機関」に、「の主務部、東部農林水産局及び東部県土整備局にあつては当該機関」を「を所掌する出先機関」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第一条、第十条関係)

出先機関	名称
徳島県徳島農林事務所 徳島県吉野川農林事務所	徳島県徳島農林事務所補償審査委員会 徳島県吉野川農林事務所補償審査委員会

徳島県阿南農林事務所  
徳島県美波農林事務所  
徳島県美馬農林事務所  
徳島県三好農林事務所  
徳島県徳島県土整備事務所  
徳島県吉野川県土整備事務所  
徳島県阿南県土整備事務所  
徳島県美波県土整備事務所  
徳島県美馬県土整備事務所  
徳島県三好県土整備事務所

徳島県阿南農林事務所補償審査委員会  
徳島県美波農林事務所補償審査委員会  
徳島県美馬農林事務所補償審査委員会  
徳島県三好農林事務所補償審査委員会  
徳島県徳島県土整備事務所補償審査委員会  
徳島県吉野川県土整備事務所補償審査委員会  
徳島県阿南県土整備事務所補償審査委員会  
徳島県美波県土整備事務所補償審査委員会  
徳島県美馬県土整備事務所補償審査委員会  
徳島県三好県土整備事務所補償審査委員会

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

**第二十五条** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十一年徳島県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)」を「徳島県保健所」に改める。

様式第三号中「漆吟酒」を「和齋」に改める。

(徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部改正)

**第二十六条** 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則(昭和四十二年徳島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

(徳島県県有車両管理規則の一部改正)

**第二十七条** 徳島県県有車両管理規則(昭和四十二年徳島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「センター等(徳島県行政組織規則第四条第三号に規定するセンター等をいう。)」を「出先機関」に改め、同条第五号中「支所及び」を「支所、出張所及び」に、「第三十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第九条第二項及び第三項、第十二条、第二十六条第二項、第二十七条第三項並びに第二十九条第一項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。  
様式第十号中「漆吟酒」を「和齋」に改める。

(海岸法施行細則の一部改正)

**第二十八条** 海岸法施行細則(昭和四十二年徳島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「徳島県総合県民局長、徳島県東部県土整備局長又は徳島県東部農林水産局長」を「徳島県農林事務所又は徳島県県土整備事務所の長」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

**第二十九条** 児童福祉法施行細則(昭和四十四年徳島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)」の長」を「徳島県保健所の長(以下「保健所長」という。)」に改める。

第十一条中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

様式第十五号及び様式第十八号中「テウシヨウシヨウ・テウシヨウシヨウ」を「テウシヨウ」に改める。

様式第二十一号の裏の注の1中「テウシヨウシヨウ」を「テウシヨウシヨウ」に改める。

(徳島県庁舎等管理規則の一部改正)

**第三十条** 徳島県庁舎等管理規則(昭和四十五年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「万代庁舎」を「本庁舎」に改め、同条第二号中「東部各局庁舎」を「出先機関庁舎」に、「第二十四条に規定する東部各局」を「第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項に規定する出先機関(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定に基づき設置された公の施設及び本庁舎内に設置されている出先機関を除く。)」に改め、同条第三号から第五号までを次のように改める。

- 三 本庁舎等 本庁舎及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。
  - 四 出先機関庁舎等 出先機関庁舎及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。
  - 五 県庁舎等 本庁舎等及び出先機関庁舎等をいう。
- 第二条第六号から第十一号までを削る。
- 第三条中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。
- 第四条第二項の表を次のように改める。

区分	庁舎管理責任者
本庁舎等(本庁舎のうち、主として議会の用に供する部分を除く。)	企画総務部管財課長
本庁舎のうち、主として議会の用に供する部分	議会事務局長
出先機関庁舎等	徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)第六条第二項に規定する出先機関の長

第四条の二第一項中「万代庁舎、東部各局庁舎、センター等庁舎、総合県民局庁舎及び分庁舎」を「本庁舎及び出先機関庁舎」に改め、同条第二項の表万代庁舎の項の項名を「本庁舎」に改め、同表東部各局庁舎、センター等庁舎、総合県民局庁舎及び分庁舎の項の項名を「出先機関庁舎」に改める。

第六条(見出しを含む。 )及び第七条(見出しを含む。 )中「万代庁舎」を「本庁舎」に改める。

第八条の見出し中「万代庁舎」を「本庁舎」に改め、同条第一項中「万代庁舎」を「本庁舎」に、「以下」を「以下この条において」に改める。

第八条の二の見出し中「東部各局庁舎等」を「出先機関庁舎」に改め、同条中「東部各局庁舎、センター等庁舎、総合県民局庁舎又は分庁舎」を「出先機関庁舎」に改める。

第十六条第一項第一号中「万代庁舎」を「本庁舎」に改める。

第十七条中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

(宮川内ダム操作規則の一部改正)

**第三十一条** 宮川内ダム操作規則(昭和四十五年徳島県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「徳島県東部県土整備局長」を「徳島県吉野川県土整備事務所長」に、「局長」を「所長」に改め、同条第二項中「局長」を「所長」に改める。

第十四条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十三条までの規定中「局長」を「所長」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

**第三十二条** 都市計画法施行細則(昭和四十六年徳島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局(以下「総合県民局等」という。)」を「徳島県県土整備事務所(当該徳島県県土整備事務所が徳島県美波県土整備事務所である場合は、徳島県阿南県土整備事務所)に、「以上の徳島県県土整備事務所」に、「総合県民局等の長」を「徳島県県土整備事務所(当該徳島県県土整備事務所が徳島県美波県土整備事務所である場合は、徳島県阿南県土整備事務所)の長」に改める。

第十三号中「徳島県土整備事務所」を「徳島県土整備事務所」に改める。

(建設業法施行細則の一部改正)

**第三十三条** 建設業法施行細則(昭和四十七年徳島県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局(以下「総合県民局等」という。)」を「徳島県県土整備事務所」に改める。

第四条中「総合県民局等」を「徳島県県土整備事務所」に改める。

(建築基準法施行細則の一部改正)

**第三十四条** 建築基準法施行細則(昭和四十七年徳島県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部県土整備局」を「徳島県県土整備事務所」に改める。

様式第五号から様式第八号までの規定中「徳島県土整備事務所」を「徳島県土整備事務所」に改める。

徳島県土整備事務所改訂

(食品衛生法施行細則の一部改正)

**第三十五条** 食品衛生法施行細則(昭和四十八年徳島県規則第百一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)の長」を「徳島県保健所の長(以下「保健所長」という。)」に改め、同条第三項中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

第十三条中「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

(正木ダム操作規則の一部改正)

**第三十六条** 正木ダム操作規則(昭和五十三年徳島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「徳島県東部県土整備局長」を「徳島県徳島県土整備事務所長」に、「局長」を「所長」に改める。

第十六条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで、第二十九条第一項及び第三十五条から第四十条までの規定中「局長」を「所長」に改める。

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

**第三十七条** 農業協同組合法施行細則(昭和五十四年徳島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局(以下「総合県民局等」という。)」を「徳島県農林事務所」に、「総合県民局等の」を「徳島県農林事務所の」に改める。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

**第三十八条** 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和五十七年徳島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)の長」を「徳島県保健所の長(以下「保健所長」という。)」に、「以上の総合県民局等」を「以上の徳島県保健所」に、「総合県民局等の長」を「保健所長」に改める。

(土地改良法施行細則の一部改正)

**第三十九条** 土地改良法施行細則(昭和五十八年徳島県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県総合県民局又は徳島県東部農林水産局(以下「総合県民局等」という。)」を「徳島県農林事務所」に改め、同条各号中「総合県民局等」を「徳島県農林事務所」に改める。

(徳島県土地改良財産規則の一部改正)

**第四十条** 徳島県土地改良財産規則(昭和五十八年徳島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 所長 徳島県農林事務所の長をいう。

第八条第三項、第九条、第十条第二項、第十一条第一項及び第二項並びに第十四条中「東部農林水産局長等」を「所長」に改める。



(徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

**第四十五条** 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び本部」を削り、「、東部各局、センター等(徳島県行政組織規則(昭和四十二年徳島県規則第十五号)第四条第三号に規定するセンター等をいう。)、総合県民局等」を「及び出先機関」に改める。

(徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

**第四十六条** 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十三年徳島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「徳島県総合県民局の」を「徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県美馬保健所又は徳島県三好保健所の」に、「徳島県総合県民局、」を「徳島県保健所、」に改める。

第二十四条第一項及び第三項中「えさ」を「餌」に改め、同条第四項中「徳島県総合県民局」を「徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県美馬保健所、徳島県三好保健所」に、「総合県民局等」を「保健所等」に、「えさ」を「餌」に改める。

第二十五条第一項中「えさ」を「餌」に改める。

第二十六条第一項中「総合県民局等」を「保健所等」に改め、同条第二項中「総合県民局等」を「保健所等」に、「徳島県総合県民局」を「徳島県阿南保健所、徳島県美波保健所、徳島県美馬保健所及び徳島県三好保健所」に改め、同条第三項中「総合県民局等」を「保健所等」に改める。

様式第十五号中 「~~徳島県~~」を「~~総合県民局長~~ 徳島県 保健所長  
動物愛護管理センター所長」に改める。

「~~センター所長~~」に改める。

様式第十六号中 「~~えさ~~」を「~~餌~~」に、「~~徳島県~~」を「~~総合県民局長~~ 動物愛護管理センター所長」に改める。

「~~徳島県~~ 保健所長」を「~~動物愛護管理センター所長~~」に改める。

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

**第四十七条** 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成十四年徳島県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

ただし書及び各号を削る。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

**第四十八条** 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年徳島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徳島県東部農林水産局又は徳島県総合県民局(以下「東部農林水産局等」という。)」を「徳島県農林事務所」に改め、同条第二項中「東部農林水産局等」を「徳島県農林事務所」に改め、同条第三項中「一の東部農林水産局等」を「一の徳島県農林事務所」に、「東部農林水産局等の長(第二号に掲げる書類にあっては、徳島県東部農林水産局長)」を「徳島県農林事務所の長」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

**第四十九条** 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年徳島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徳島県総合県民局及び徳島県東部保健福祉局(以下「総合県民局等」という。)の長」を「徳島県福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)」に改め、同条第二項中「総合県民局等の長」を「福祉事務所長」に改める。

第三条、第四条第三項、第五条第三項、第七条第二項、第九条及び第十一条中「総合県民局等の長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「総合県民局・東部保健福祉局」を「福祉事務所」に、「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第三号及び様式第四号の(表)中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第五号中「総合県民局・東部保健福祉局」を「福祉事務所」に、「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第六号及び様式第八号中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第十号の(表)中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に、  
部  
の  
総

連絡事項  
保健福祉局へ を 「の連絡事項  
福祉事務所へ」 に改め、同様式の(裏)中「総合県民局長・東部保健福祉局  
合県民局・東」

社局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第十一号の(表)中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に、「総合県民局・東部保健福祉局嘱託医」を「福祉事務所嘱託医」に改め、同様式の(裏)中「総合県民局・東部保健福祉局」を「福祉事務所」に、「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第十三号から様式第十五号の(表)の規定中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第十六号中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に、「総合県民局・東部保健福祉局」を「福祉事務所」に改める。

様式第十七号中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に、「総合県民局・東部保健福祉局あて」を「福祉事務所宛て」に、「総合県民局・東部保健福祉局嘱託医」を「福祉事務所嘱託医」に改める。

様式第十八号から様式第二十号まで及び様式第二十二号中「総合県民局長・東部保健福祉局長」を「福祉事務所長」に改める。

(遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

**第五十条** 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成二十二年徳島県規則第二十号)

